

前回の協議を踏まえた仮置き条文

※網掛け部分は加筆・削除部分

【行政政策等の形成過程の説明、行政評価】

(市長による政策の形成過程の説明)

第〇条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を

【 求めるものとする。
【 求めることができる。

- (1) 政策等の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

(行政評価)

第〇条 議会は、議会として行政評価を行う。

2 市長等は、評価結果を予算に反映させるよう努めるものとする。

(議会への説明等)

第〇条 市長等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は総合計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にそれらの内容を説明し、意見を聞くよう努めるものとする。

- 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。
- 3 市長等は、予算の調製又は総合計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第〇条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 総合計画の策定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更

【政策形成】

(政策研究会)

第〇条 政策立案や調査研究のため、政策研究会を設置することができる。